

各種事案等の警察本部に対する速報要領の改正について

令和 8 年 3 月 2 6 日
大通達甲（警）第 13 号
警察本部長から本部各課・
所・隊長、警察学校長、
各警察署長宛て

（概 要）

この通達は、各種事案等が発生した場合において、当該事案等を認知した所属長が、当該事案等を主管する警察本部の所属長等と情報を共有し、迅速かつ適正な組織的対応を図るため、警察本部に対する速報に関し必要な事項を定めたものである。